最終更新日：2017年7月5日

# 元旦ビューティ工業株式会社

代表取締役社長統括執行役員　舩木　亮亮
問合せ先：取締役執行役員管理本部長兼総務グループ長　武末　誠一
証券コード：5935
http://www.gantan.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

＜経営理念＞
お客様に信頼され、喜ばれる製品を提供します
地球環境の保全に努め、広く社会に貢献します
健全性と公正性の高い経営をすすめます
これにより、お客様・株主・取引先などさまざまな方々の信頼と期待にこたえ、社会の一員としての責任・使命を果たしてまいります

＜元旦精神＞
一.お得意先担当者に迷惑をかけるな！
一.仕事は趣味道楽ではない、義務と責任を全うせよ！
一.日常の業務における上司への報告を忘れるな！
一.全社員一丸となり世のため人のため、そして将来に夢と幸福を築くため全力を傾注せよ！
一.幸福を売る人になれ！
一.期待にこたえる人になれ！
一.誇り高き人になれ！
当社は創業以来＜元旦精神＞の企業理念のもと、すべての従業員が常に元旦精神を心に留め、積極的に良い仕事を積み重ねて行くことで、企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動と人材育成が醸成され、企業の社会的使命は果たされていくものと考えております。
これからも必要とされる企業であり続けるために、株主、お客様、地域社会、従業員などさまざまな利害関係者の信頼と期待に応えるべく、透明性と公正性の高い経営を確立することが当社の基本的で重要な責務です。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」のすべてを実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 舩木　元旦 | 1,986,200 | 25.74 |
| 舩木商事有限会社 | 724,000 | 9.38 |
| 全国元旦代理店持株会 | 687,000 | 8.90 |
| 舩木　清子 | 631,400 | 8.18 |
| 元旦ビューティ工業株式会社従業員持株会 | 326,740 | 4.23 |
| 関東甲信越元旦会持株会 | 291,500 | 3.77 |
| 元旦取引先持株会 | 283,500 | 3.67 |
| 日鉄住金鋼板株式会社 | 251,000 | 3.25 |
| 元旦ビューティ工業役員持株会 | 209,221 | 2.71 |
| 東北北海道元旦会持株会 | 183,500 | 2.37 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 金属製品 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 増田　一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 増田　一郎 | ○ | 当社のメインバンクである株式会社横浜銀行に平成10年1月まで在職しておりましたが、当社の意思決定に影響を及ぼす取引関係はありません。 | 他の会社の役員として培われた専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として就任をお願いしたものです。<br><独立役員として指定した理由><br>一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 更新 | 4 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人より年間の監査計画および監査体制につき、計画書とともに説明を受けている。
四半期会計期間では四半期レビュー報告書を受領している。また、本決算の監査結果について報告会を設け監査内容の報告、ならびに監査報告書を受領している。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 早川治子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 平井良幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 早川治子 | ○ | ――― | 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。<br><独立役員として指定した理由><br>一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 平井良幸 | ○ | 当社のメインバンクである株式会社横浜銀行に平成14年9月まで在職しておりましたが、当社の意思決定に影響を及ぼす取引関係はありません。 | 長年にわたる銀行での経験、知識および他社の役員として培われた専門的な知識、経験を当社における監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任しております。<br><独立役員として指定した理由><br>一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

[独立役員関係]

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

株主に対する利益還元を最重要課題と認識し、業績に裏付けられた成果配分を行うことを方針としている。
継続配当の実施と安定的な経営基盤の確保が優先されるため。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に関する報酬の内容は、定款または株主総会決議に基づく報酬が8名に148,390千円(社外取締役1名に対する報酬5,850千円を含む)を支給しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役は、内部監査組織である内部監査室に、監査役との連携、適切な役割分担および情報交換等を行わせ、監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

[現状の体制の概要]

1.当社では、激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題等に迅速かつ正確に対応するため、取締役の権限・責任を強化することにより、経営の効率化を図っております。また、取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は担当組織の長を管理・監督しております。
2.さらに毎月取締役会を開催し、経営上の重要な意思決定を行っており、この取締役会には常勤監査役および非常勤監査役も同席しており、適切な経営判断および法的統制の確認をしております。
3.また、有限責任監査法人トーマツと会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、監査役会および取締役会は会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じた助言、指導も受けております。
4.監査の状況
(1)業務を執行している公認会計士の氏名および所属監査法人名
片岡 久依(有限責任監査法人トーマツ)
細野 和寿(有限責任監査法人トーマツ)
(2)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名
会計士補等 2名
その他 5名

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な業務執行を決定し、また、取締役の職務執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し取締役の職務執行を監査する監査役会によるコーポレートガバナンス体制を選択しております。

取締役会は、当社事業に精通した社内出身の取締役に加え、グローバル事業の経営につき幅広い識見と豊富な経験を有する社外取締役で構成しており、取締役会における相互監視体制が機能し、効率的で透明性を確保した業務執行を目指しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、決算情報以外の適時開示資料について、当社ホームページ（URL http://www.gantan.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR担当部署　総務グループ　　IR担当役員　取締役執行役員管理本部長兼総務グループ長　　IR事務連絡責任者　総務チームリーダー | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は「取締役会規程」に基づき、取締役会を定例と臨時にわけ定例会は月１度開催し、臨時会は必要に応じて臨時にこれを招集している。
(2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
(3)「取締役会規程」において、重要な財産の処分および譲受、部署長の任命ならびに昇格･配転に関する事項などの重要な業務執行について取締役会で決定している。
(4) 監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を文書管理規程等社内規程に定め、適切に管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認する。また、必要があれば監査方法の改訂を行う。
(2) 内部監査により法令･定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報される体制も構築する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題等に迅速かつ正確に対応するため、取締役の権限･責任を強化することにより経営の効率化を図っている。
(2) 取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は担当組織の長を管理･監督する。
(3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ各部署長が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。

5．使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)「企業倫理に関する方針･行動基準」を定め、全使用人に周知徹底を図り、法令と社会規範遵守についての教育･啓蒙･監査活動を実施する。
(2) 内部監査室は「内部監査規程」等に基づき監査を行い、法令･定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、社長および監査役に通報する。
(3) 使用人等が法令･定款等に違反する行為を発見した場合に通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置し運用する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1) 職務を補助すべき監査役会担当者の任命･異動については監査役会の同意を得るものとする。
(2) 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
(2) 前項の報告･情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
･当社の内部統制システムの構築にかかわる部門の活動状況
･内部監査部門の活動状況
･当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
･業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
･内部通報制度の運用および通報の内容
･監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付
(3) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱を受けないことを周知、徹底する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に　　係る方針に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は定期的に監査役と情報交換を行う。
(2) 取締役、使用人は、定期的な監査役のヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
(3) 取締役は、内部監査組織である内部監査室に、監査役との連携、適切な役割分担および情報交換等を行わせ、監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本方針
当社は反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、取引を含めた一切の関係を遮断する。
(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備
･対応統括部署の設置
総務グループを対応統括部署、総務グループ長を不当要求防止責任者とし、不当要求に対しては経営陣および関係部門を含めた組織全体で対応する。
･外部専門機関との連携

所轄警察署、神奈川県企業防衛対策協議会および弁護士等の外部専門機関と連携を密にし、情報収集および対応への相談を行う。

・社内研修活動の実施

対応マニュアルを制定しており、通達による情報配信、会議、研修等を通じて周知徹底する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

